平成２４年（フ）第４８３号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11番１号
債務者　泰中　一代
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
大阪府河内長野市昭栄町３―32―503、住民票上の住所大阪府河内長野市栄町23番69号
債務者　天堀　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５００号
大阪府富田林市美山台７－２―319、住民票上の住所大阪府河内長野市美加の台６丁目31番10号
債務者　藤田　順一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
堺市堺区旭ヶ丘南町３丁３番４号
債務者　赤星　廣光
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
堺市南区城山台２丁３番３―207号
債務者　杉本真理子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３３号
堺市南区赤坂台３丁９番34―310号
債務者　藤山　恵里
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４２号
大阪府松原市東新町１丁目42番地の７
債務者　高橋　裕二
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９４号
堺市東区大美野２番地３　ハイム上高地505号
債務者　魚尾　達也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
香川県高松市高松町2204番地５
債務者　守山　久美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１９号
福岡県久留米市三潴町生岩396番地５
債務者　ふくしんどうこと　福本　　正
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８９号
北海道登別市富岸町２丁目27番地２　オンリーワントンケシ左号室、前住所北海道登別市新生町４丁目50番地44
債務者　三浦　美穂
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
新潟市南区下塩俵478番地１　加藤荘１、前住所新潟市中央区女池３丁目24番５号　矢沢アパート５号
債務者　くるま屋こと　高橋　雄介
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
愛知県一宮市大赤見字亟前43番地２
債務者　今枝　澄枝
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３６号
堺市中区堀上町515番地41
債務者　橋野　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
大阪府和泉市伏屋町２丁目16番53―501号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
大阪府阪南市鳥取1153番地の６、前住所大阪府阪南市下出758番地の１の105
債務者　さんま寿司のまつきこと　松本理花子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
大阪府岸和田市藤井町２丁目２番24号アスカマンション112号
債務者　長谷田　稔
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
大阪府泉大津市池浦町１丁目７番16号、前住所大阪府堺市西区浜寺南町３丁４番地１コープ野村浜寺公園１棟204号
債務者　バイクショップカーブこと　島崎　勝久
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係